

改定日	R5.6.20	衛生マニュアル	文書番号	KPE
管理部署	衛生		ページ	28/43

使用水の衛生管理

衛生管理の目的

水による有害微生物汚染の防止

使用水

<input checked="" type="checkbox"/> 水道水	『水道法』の摘要を受けるもの。
<input type="checkbox"/> 水道水 (小規模給水施設)	貯水槽を有する水道のうち、『水道法』の適用を受けないもの。
<input type="checkbox"/> その他の水	上記以外の井戸水等。

- ・作業開始時に、味・臭い・色・濁りについて異常の有無を確認し、記録する。
- ・記録は、1年間保存する。
- ・使用水の点検は、KCPE-17にて行う。

検査内容

- 水質検査
 - ・依頼先 財団法人 東京顕微鏡院
 - ・検査内容 水質検査*工場点検時に実施
 - ・検査項目 2階加工場内給水末端
遊離残留塩素0.1mg/L以上
 - ・検査頻度 年2回 4月・10月